

○財務省告示第百八十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十八年五月十六日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十八年六月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百六十四回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）第四号）  
の法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）  
の法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）は、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法  
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ 入札発競争

ハ 入札発競争

ロ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

価格を募入額により加重平均し  
て得られるものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び  
格競争入札と同時に行われる入  
札であつて、財務大臣が各国債  
市場で特別参加者ごとに発行（以  
下「国債市場特別参加者・第 I  
非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち、応募額を順次割り  
当てる。そのうち、応募額を案分  
各申込みの応募額を案分により  
割り当てられる。特別参加者ごと  
各国債市場特別参加者ごとの  
募集限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

額、金額で二兆千八百五億円  
のうち、基づき、発行した利付  
定に基づき、金額で二百二十  
億四千三百二十万円で、運  
に必要なるため  
の公債の発行の特例に基  
律第三條第一項の規定に基  
發行した利付国債の規

九	八	ハ						七	ハ																																
		振替	額	最	低	行	争		非	者	特	国	札	非	入	価	払	行	争	非	者	特	国	札	非																
す	額	の	振	五	四	千	千	万	二	で	た	条	特	で	た	条	特	千	国	項	計	億	額	の	記	載	又	は	規	定	に	よ	る	最	低	額	の	面	座	金	簿
る	の	整	替	万	千	九	七	千	兆	千	九	第	別	千	利	一	会	百	債	に	関	四	面	の	の	数	は	定	に	よ	る	替	口	の	面	座	金	簿			
。	の	載	法	円	百	十	万	千	千	百	四	項	計	万	付	計	計	十	債	に	関	千	金	の	又	は	定	に	よ	る	替	口	の	面	座	金	簿				
	の	又	の		七	億	円	円	百	億	億	の	に	関	に	関	する	は	に	関	する	五	万	の	の	は	規	定	に	よ	る	替	口	の	面	座	金	簿			
	の	は	規		五	千			十	億	億	の	に	関	に	関	する	は	に	関	する	五	万	の	の	は	規	定	に	よ	る	替	口	の	面	座	金	簿			
	の	は	規		三	百			九	億	億	の	に	関	に	関	する	は	に	関	する	五	万	の	の	は	規	定	に	よ	る	替	口	の	面	座	金	簿			
	の	は	規		七	十			千	億	億	の	に	関	に	関	する	は	に	関	する	五	万	の	の	は	規	定	に	よ	る	替	口	の	面	座	金	簿			
	の	は	規		十	四			六	億	億	の	に	関	に	関	する	は	に	関	する	五	万	の	の	は	規	定	に	よ	る	替	口	の	面	座	金	簿			
	の	は	規		万				七	億	億	の	に	関	に	関	する	は	に	関	する	五	万	の	の	は	規	定	に	よ	る	替	口	の	面	座	金	簿			



二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 還 還  
日 加 支 額 期 限

平 財 日 額 平  
成 務 本 面 成  
二 大 銀 金 三  
十 臣 行 額 十  
八 か ら 百 年  
年 通 円 に 五  
五 知 を つ 月  
月 受 受 百 十  
十 け け 円 五  
六 け け 円 日  
日 者 者